

米国の電気事業を取り巻く環境変化と事業者の適応

牧田 淳*

要旨

我が国のエネルギー政策の基本的な考え方は3E+Sであり、安全性を前提としたうえで、エネルギー安定供給を維持し、また経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給の実現を目指しながら、同時に地球環境問題等への対処といった環境適合を図っていく方針とされている。電気事業分野においても、小売自由化が進められ事業者間の競争促進が図られているが、経済効率性の向上に必ずしも結び付かない可能性があることをおさえておく必要がある。また市場原理のみでは解決が困難な、安全性の確保や安定供給の維持、再生可能エネルギーの推進等の環境対応といった課題を同時に達成することは、大変難しい課題であることを認識しておく必要がある。電力小売自由化の下で公益的課題の克服を図っていくためには、電気事業を取り巻く環境変化を踏まえ、各施策が検討される必要があると同時に、全体として整合が取れているかという観点で検討されることも重要であると考えられる。

米国では、電力小売自由化は州単位で行われており、1997年に部分的な自由化を実施した Rhode Island 州を皮切りに、一時は米国 50 州のうち 24 の州と Washington, D.C. で自由化が実現したが、その後 2000 年に California 州が電力危機の影響を受けて自由化を中断したり、他の州でも自由化を廃止したりするなどの紆余曲折を経て、2017 年 4 月現在では 15 の州と Washington, D.C. のみで自由化が行われている状況である。残りの 35 州では依然として非自由化のままで、発電・送配電・小売事業が一体となった従来型のほぼ垂直統合の形態で事業を行う事業者も多い。

また米国は化石燃料が豊富な資源大国で、2015 年現在、石油生産量が世界第 3 位、天然ガス生産量が 1 位、石炭生産量が 2 位で、エネルギー自給率は 75% を超える。同国の発電量は世界の全発電電力量の約 2 割を占め、そのうち水力発電が世界第 2 位、原子力発電も 1 位と、多様で強固なエネルギー基盤が安定的に国の経済を支えている。さらに水力を除く再生可能エネルギーの導入量でも世界第 1 位となっており、連邦政府レベルでは再生可能エネルギー・ポートフォリオ基準(RPS)は設定していないが、州政府レベルでは自主的に RPS を導入し、2017 年 1 月現在、29 の州と Washington, D.C. で公式に目標数値を設定し取組みを進めている状況である。

本稿では、米国内の電気事業を取り巻く環境変化（電気事業制度・エネルギー資源・経済性・環境規制等）を考察し、その後、米国の電気事業者がその環境変化に対してどのように適応を図っているかという観点で、事業者を 4 社（Duke Energy・NextEra Energy・Exelon・FirstEnergy）採りあげ、分析・考察を行った。その結果、置かれている事業環境と対応の明暗によって、これらの事業者の業績やステークホルダーからの評価に、近年差異が生じてきていることがわかった。

米国と日本では様々な面で置かれている状況は異なっているが、今回採りあげた各米国事業者の事例を、今後直面し得る環境変化に適応を図る必要が生じた際のケーススタディとして活用を図ることは有益と思慮する。

* (財)日本エネルギー経済研究所 化石エネルギー・電力ユニット 電力・スマートコミュニティサブユニット 電力グループ 主任研究員